

さいたま市告示第 1 2 2 4 号

さいたま市住民票の写し等の第三者不正取得に係る本人通知に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 4 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市住民票の写し等の第三者不正取得に係る本人通知に関する要綱の一部を改正する告示

さいたま市住民票の写し等の第三者不正取得に係る本人通知に関する要綱（平成26年告示第1740号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(通知の対象) 第3条 本人の住所地又は本籍地がある区の区長（以下「住所地等区長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を本人に通知するものとする。 (1) 〔略〕 (2) 住民票の写し等を取得した第三者が、 <u>住基法第46条第2号又は戸籍法第135条の規定に</u> 該当する不正取得者であることが明らかになった場合 2～4 〔略〕	(通知の対象) 第3条 本人の住所地又は本籍地がある区の区長（以下「住所地等区長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を本人に通知するものとする。 (1) 〔略〕 (2) 住民票の写し等を取得した第三者が、 <u>住基法第47条第2号又は戸籍法第133条の規定に</u> 該当する不正取得者であることが明らかになった場合 2～4 〔略〕

附 則

この告示は、公布の日から施行する。